

## ■ 広告では手頃な指導料の家庭教師派遣

実は、高額な登録料や管理費が…

新聞の折り込みチラシで家庭教師の指導料金が安価な事業者を知り、電話をかけた。

自宅で話を聞いて初めて、登録料 10 万円と毎月 5 万円の管理費がかかると分かった。高額なので驚いたが、「長期契約なら管理費が割安になる。今日は特別に更にサービスする」などと熱心に勧誘され、結局 3 年契約を結んでしまった。

しかし、半年ほどで子供が塾に行きたいと言い出し、中途解約することになった。事業者からは、規約に書いてあるからと高額な違約金を請求されている。

家庭教師をつけたからといって必ず子供の成績が上がるというものではありません。また、先生と合わない、塾に通うなどの理由で中途解約することもあるものです。広告に記載された指導料が手頃だというだけで飛びつかず、実際の契約金額、指導条件、中途解約の条件などを必ず契約の前に確認しましょう。

細かい説明を省いたり、「今日だけサービスする」などと言って長期契約を急がせたりする場合には、特に注意してください。

なお、期間が 2 ヶ月を超え、金額が 5 万円を超える家庭教師派遣契約を中途解約した場合は、特定商取引法で違約金に上限が設けられています。

少しでも不審に思ったときには、東北経済産業局、若しくは最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

東北経済産業局 消費者相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時